

## 【エクアドル内政：2017年3月】

### 1. 内政

(1) 2月19日に実施されたエクアドル大統領及び国会議員選挙，また，4月2日に実施される大統領選挙決選投票に向けての動向については，別紙のとおり。

(2) 副大統領の一時離任及び任期付新副大統領の任命

コレア大統領は，3日13日付大統領令第1340号により，同日から3月30日までの期限付で新たに副大統領を任命した。

ア 一時離任する副大統領：ホルヘ・グラス副大統領

イ 任期付で就任の新副大統領：サンドラ・ナランホ副大統領

グラス氏は，大統領・副大統領選挙第一回投票時の一時離任（1月4日～2月20日迄）同様，エクアドル選挙法第93条に従い，投票日（4月2日）の翌日までの期間（注）で一時離任（無給）するための要請を国会に提出し，13日に右承認された。

（注）グラス氏の今次一時離任は，エクアドル選挙法が定める最大の日数（選挙日翌日迄）ではなく，3月30日（選挙キャンペーン期間終了日）迄とされた。これは，決選投票の可能性が残る第一回投票時と異なり，選挙キャンペーン期間終了日以降に選挙関連の活動を行う必要がないためと言える。

ナランホ氏は，これまで務めていた国家企画開発庁長官も兼務する（同氏は，大統領・副大統領選挙第一回投票時に任期付で副大統領に就任した際，結果的に国家企画開発庁長官も兼務したことから，今次一時副大統領就任でも同様となる。）。

(3) コレア大統領による陸軍幹部の更迭

6日，エクアドル国防省はプレスリリースにて，大統領令第1334号をもって，エディソン・ナルバエス・ロセロ陸軍中將を新陸軍総司令官に任命する交替を発表した。右任命に先立ち，大統領令第1333号をもって，ルイス・ミゲル・アンヘル・カストロ・アヤラ陸軍総司令官（陸軍中將）を解任した。

コレア大統領の決定は，憲法第145条第16項に規定される国軍幹部の任命に関する大統領の権限。リカルド・パティーニョ国防大臣は，カストロ前陸軍総司令官の功績をたたえるとともに，ナルバエス新総司令官の前途を祝した。

（当館注：上記2つの大統領令により，カストロ陸軍総司令官，エグエス陸軍総司令官（1日のみの任期）が解任され，エグエス総司令官の同期2名の中將も解任されることとなった。）

### 2. 外交

(1) 資金洗浄のブラックリストへのエクアドルの掲載

ア 報道によれば，2日，米国政府は麻薬及び金融犯罪に関する報告書を通じて，世界の主要資

金洗浄国のリストにエクアドルを含めた。オバマ政権下の2016年7月にエクアドルを追加する方向で検討されていたが、トランプ政権として意思決定をしたものである。このリストには、2012年以降、米国が二国間協力を実施している140か国のうち、財政面での透明性確保に顕著な改善が見られない国々が掲載されるものである。

キューバ、ペルー、ホンジュラス、エルサルバドル、及びニカラグアも同様にリストに掲載されており、非合法的活動にファイナンスする「新しい技術」を使用した資金洗浄が世界的に深刻な脅威となっていると米国は警告している。上記6か国は、2015年すでに同リストに掲載されているラ米12か国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ドミ(共)、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ)に付け加えられた。

同報告書では、エクアドルはドル化経済及び麻薬生産国2か国(コロンビア、ペルー)の間に位置することにより、「非常に脆弱な国」と記述されている。また、「エクアドル国内での企業活動、商業活動、送金サービスを通じた資金洗浄の証拠が存在する」とも言及されている。右リストへのエクアドルの掲載はエクアドルでは驚きを持って受け止められた。というのも、2015年10月にOECD・FATFが資金洗浄及び国際テロ組織へのファイナンスに関するエクアドルの監視能力が向上したと評価し、ブラックリストから除外されていたからである。エクアドルはマネーロンダリングを取り締まるために十分な法的枠組み及び組織がないとの理由で2010年2月から5年間に亘りブラックリストに掲載されていた。

なお、本年、米国は同報告書において自国を含め、フランス、ドイツ、ギリシア、オーストリア、ルクセンブルク、オーストラリア、イスラエル、日本、フィリピン等を右リストから除外している。

イ 米務省が発表した「麻薬対策に関する国際戦略報告書」について、6日、ロング外務大臣は、ナバス治安調整大臣及びスニガ司法・人権・宗務大臣等とともに記者会見を開き、米務省が公表した報告書が稚拙で一方向的なものであると評し、同報告書を拒絶する旨述べた。

ロング外務大臣発言概要(6日付エクアドル外務省プレスリリース)

「エクアドルは独立国家であり、米国政府が公表した報告書に正当性がないと認識する。米国政府は第三国の諸政策に関して判定する権限を有していない。

エクアドルは多国間主義重視の国であり、国際法を遵守する。エクアドルは米国政府に対し、米国が第三国について判定することは国家の法的平等の原則を犯すものであると繰り返す。

エクアドル政府は、米国政府に対して国家の主権を弱体化させ、国際犯罪を追及するための両国間の必要な協力を強化することに貢献しない一方向的な報告書を公表するような有害な行為はやめるべきであると訴える。」

## (2) 北朝鮮によるミサイル発射に対する非難

エクアドル外務省は、北朝鮮による3月6日の弾道ミサイル発射を非難する15日付けプレスリリースを発出した。

(内容)

エクアドル政府は、3月6日の北朝鮮の核実験実施(当館注:弾道ミサイル発射を指すと考えら

れる。)の決定を否認し、また深い懸念を表明する。その行為は、核兵器等の撤廃・不拡散に関する国際規範の明確な違反であり、国際の平和と安全に対する重要な脅威を構成する。

エクアドル政府は、平和を強く希求する観点及び憲法に基づき、大量破壊兵器の開発及び使用を非難し、国連の枠組みにおいて、核兵器の全面的廃絶を念頭においた、核兵器禁止に向け拘束力ある法的ツールについて交渉するためのあらゆるプロセスを支持する。この観点から、北朝鮮及び大量破壊兵器、特に核兵器保有国に対して、地球上の核兵器及び全ての大量破壊兵器廃絶への努力を強化し、普遍化していくように求める。

同様に、エクアドル政府は、先端技術の開発の透明化を進め、原子力エネルギーの平和利用だけでなく、その地上以外の空間での平和的利用及び核兵器のない世界に向けての進展に貢献するため、全ての国々に対して、本分野に関連する多国間の枠組みに加入し、関連国際機関及び関連の規制・管理システムに参加するように求める。

エクアドル政府は、朝鮮半島の不安定化のリスクを前に、北朝鮮及び関連諸国の自制を呼びかける。

(3) 18日、エクアドル外務省は、ペルーの大雨被害に関し、以下の公式声明を発出した。

エクアドル政府及び国民は、ペルー政府及び国民に対し、リマ県で非常に激しい豪雨による深刻な被害について深い悲しみと連帯を表明する。最近数日間は洪水や川の氾濫、土砂崩れにより死傷者や避難者、インフラの深刻な被害が生じている。また、この豪雨により、エクアドル国境まで陸路で戻れず、エクアドル人58人がリマ市から移動できない状況にある。エクアドル政府は、支援を必要とする同胞を支援するため、情勢に留意し、在ペルー・エクアドル領事館とのコンタクトをとるよう希望する。

(4) ベネズエラ情勢に関するエクアドル政府の公式声明発出

3月30日、エクアドル外務省は、ベネズエラ情勢に関し、以下の公式声明を発出した。

ベネズエラにおいて最近発生している事態は、政府及び反政府勢力との間の深い断絶及び国家権力間の難局を示しているものである。右に関し、エクアドル政府は対話を行うべきであるという立場を繰り返し主張する。

この意味で、エクアドル政府はベネズエラ政府及び反政府勢力に対し、南米諸国連合(UNASUR)により開催される対話メカニズムを通じて国内情勢に関する議論を行うことを促す。

同時に、エクアドル政府は、外国の権力によるベネズエラを不安定化させるいかなる企ても拒絶する。

(了)